

京都市消防局訓令甲第3号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成24年10月29日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第2上京消防署の項中「水槽車，ポンプ車」を「ポンプ車，速消小型水槽車」に改め，同表東山消防署の項中

「

東山第2消防隊	水槽車，屈折はしご車	
東山第3消防隊	ポンプ車	泉涌寺消防出張所
東山第4消防隊	大型はしご車	
東山第1救急隊	救急車	本 署

を

」

「

東山第2消防隊	水槽車，速消小型水槽車，屈折はしご車	
東山第3消防隊	ポンプ車	泉涌寺消防出張所
東山第1救急隊	救急車	本 署

に改める。

」

附 則

この訓令は，平成24年11月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)